

## 春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例

### (設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。次条第1号において「法」という。）

第183条の9第1項の規定に基づき、春日部市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 文化財保存活用地域計画（法第183条の3第1項の文化財保存活用地域計画をいう。次号において同じ。）の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が文化財保存活用地域計画の推進を図るため必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 文化財の所有者
- (4) 学識経験者
- (5) 市内各種団体を代表する者
- (6) 公募に応じた市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部文化財保護課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後              |  |    |        | 改正前         |  |    |        |
|------------------|--|----|--------|-------------|--|----|--------|
| 別表第1（第1条関係）      |  |    |        | 別表第1（第1条関係） |  |    |        |
| 職名               |  | 報酬 |        | 職名          |  | 報酬 |        |
| 障害者計画等審議会委員      |  | 日額 | 5,200円 | 障害者計画等審議会委員 |  | 日額 | 5,200円 |
| 文化財保存活用地域計画協議会委員 |  | 日額 | 5,200円 |             |  |    |        |